

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成28年2月9日（火）午後2時00分～午後4時00分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者7人

福岡地方裁判所裁判官 岡 部 豪（第4刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 川 本 日 子

福岡県弁護士会所属弁護士 赤 木 公

福岡地方裁判所裁判官 石 川 貴 司（第4刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

○司会者

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、第4刑事部の裁判官で岡部と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、裁判所から石川裁判官、検察庁から川本検察官、弁護士会から赤木弁護士に出席をお願いしております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の意見交換会の流れですけれども、まず最初に各手続の流れに沿って皆さんが感じたところをお伺いしていこうと思います。実際に裁判員を体験された皆さんの体験談や感想というのを伺いすることによって、まだ実際に裁判員裁判を体験されていない国民の皆さんに裁判員裁判がどういうものであるかというイメージを持っていただくということがございます。

それから、皆さんから御指摘を受けた問題点等を通じて、私たち法曹三者が手続全体のあり方を見直すというような契機にしたいと考えております。ですから、こんなところはよかった、あるいは充実感を感じたというポジティブな面も、あるいは非常にこういうところは疑問に思ったとか、改善を要すると感じたなどネガティブな面も、両面とも正直なところをお伺いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の裁判員を務められた経過について、お伺いしていこうと思います。最初に裁判員を務められた年の前年の秋頃に、最高裁判所から皆さんが裁判員に選ばれる可能性がある名簿に登載されましたという通知が送付されるころから始まったと思いますが、この通知が来たときにどういう御感想をお持ちになったか。それから初めに来る通知の内容としては、どんなところがよくて、あるいはどんなところが改善した方がよいのかというようなところからお伺いしていこうと思います。1番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

最初に大きなアンケート用紙みたいなものが来たのですが、誰でもが来るってい

う感覚で、そんなに大きく受けとめてなくて、一応その中のアンケートを書いて返送して、その後選任手続期日の通知が来たときは、まさかっていう感じはありました。実際に裁判所に来たときに、30人位の方が来られていましたが、またその中から抽選で選ばれるということでしたので、当たるという感覚はありませんでした。最初で最後になるだろうから、しっかり見て帰ろうと思っていたのが、まさか当たったという感じでした。最初はそれぐらいの感じで、自分が当たるという感じはありませんでした。

○司会者

名簿への登載から選任手続まで一貫して、今お話しになりましたが、手続が進んでいく中でも、当たるという実感はお持ちにならなかったということですね。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

手続の途中のところ結構なんですけれども、何かこういうふうにした方がよかったのではないかとか、あるいは裁判所からの送付物の中にこんなものがあつた方がいいのではないかとか、感じられたことは何かありましたか。

○裁判員経験者1

最初のアンケートに仕事や介護等を理由に辞退したいと希望しても、また選任されるので、仕事等をされている方は、その日一日お休みされて選任手続に参加されても、外れてしまうと、その方は一日がもったいないのかなと思いました。

○司会者

それを改善するために、例えば、こういうふうにしたらいいのではないかということはあるですか。

○裁判員経験者1

最初にアンケートに記載して裁判所に提出しないといけなかったと思いますが、その段階でしっかり精査して、この方、この方、この方と大体決められたらどうか

と思うのと、ある方は、選任手続期日の通知が2回来たと言われていましたが、その点もしっかり精査して、決めた方がいいのではないかと考えています。

○司会者

2回通知が来るような事態は避けた方がよろしいのではないかとということでしょうか。

○裁判員経験者1

いいえ、先の裁判が終わって、次の裁判にまた呼ばれるのはいいとは思いますが、既に呼ばれているときに、別の件でもう1回来たと言われていたことが気になりました。

○司会者

2つの呼び出しが同時期に来たということですね。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

そのようなことは避けた方がいいのではないかとということですね。

○裁判員経験者1

はい。そうです。

○司会者

2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者2

秋頃に通知が届きまして、私は、殺人事件などの凶悪事件に絡むのが嫌だなという思いがあったので、それを忘れようと思って調査票に回答しましたが、年明けに選任手続期日の通知が来たときには、正直やめてくれよと思いました。というのはどういう内容の事件か分かりませんでしたし、実際に今回経験させていただいた事件はちょっと重いかなのと思ったので、嫌だなというのが正直な感想です。

改善点としては、確か送付される封筒の色が茶色だったと思いますが、もっとや

わらかい色の方がいいかなと思いました。それと細かい話ですが、封筒の差出人が刑事部裁判員係と書いてあり、それも重く感じました。仕方がないのかも知れませんが、例えば、封筒の裏側に記載するなどして、入口の段階でもっとソフトな方がいいのかなと思いました。無茶苦茶な話かもしれませんが。

○司会者

名簿に登載されたという通知が来たときも、選任手続期日の通知が来たときも、非常に嫌だなという感想をお持ちになったということでしたけれども、その嫌な部分というのは、封筒の体裁とか以外にどういうところからきていると思われませんか。

○裁判員経験者2

多分テレビの影響だと思いますが、殺人事件などの凶悪な事件をよく見ているし、何だかそれが先行して、イメージの中に入り込んでいるので、悪いイメージしかなかったような感じでした。後ほどお話ししますが、入口の段階は余りよくなかったかなと思っています。

○司会者

殺人事件などに巻き込まれるのではないかとか、そういう御心配をされたということですね。

○裁判員経験者2

はい。そうです。家族に危害が及ぶのではないかなど心配しました。

○司会者

裁判員を務めると家族に危害が及ぶのではないかと心配されたのですか。

○裁判員経験者2

そうですね。家族に影響が及ぶのではないかとこのところは嫌な部分で、裁判員を経験してみたいという思いはありますが、家族に対する危害が及ばないかということが一番の心配事でした。

○司会者

3番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 3

私の場合はどちらかという、やってみたいと元々思っていましたので、通知が来たときは、もしかしたら選出されるかもしれないと期待していました。どういう事件を担当したかによって、その印象は本当に変わってくると思いますが、私の場合はそれほど悪い印象を受けませんでした。通知が来た段階でも、是非やってみたいと思っていました。ただ、最後まで選ばれる可能性はないだろうと思っていました。それと、やってみたいけれども、実際には仕事の関係でまずやれないだろうとも思いました。私にも2回通知が来たのですが、最初に来たときは、確か2週間も仕事を休まないといけないということですぐに断りました。そうしたら、もう1回通知が来たので、こういうことがあるのだろうかという疑問に思って、裁判所に問い合わせたところ、それは別の事件だからという説明を受けました。その事件は1週間でしたが、やはり仕事を休むことになるので厳しかったのですが、かなり無理して、勤務先にも何とかお願いして参加することができました。

○司会者

先ほど1番の方は、2回来るのはよくないのではないかとということでしたが、3番の方は、むしろ2回来ることによって、参加できるチャンスが来たと思われたということですか。

○裁判員経験者 3

はい、それはありました。ただ、2回来るという理由がよく分かりませんでした。

○司会者

その点に少し戸惑われたのですね。実際に来られたときは、やってみたいというお気持ちがあったので、通知が来たときにポジティブに受けとめられたということでしたけれども、あらかじめやってみたいと思われたのは、どういうところに興味をお持ちになったからでしょうか。

○裁判員経験者 3

裁判というものに市民が関わっていくということは大事なことだと私自身は思っ

ていました。

○司会者

裁判員制度については、肯定的な感じでやってみたいというお気持ちだったということですね。

○裁判員経験者 3

はい。

○司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

最初に通知が来たときは、びっくりしました。その後、選任手続期日の招集がかかったときは絶対に当選したいと思いました。法廷に立つとか、裁判員裁判に関わるということは、一生に一回あるかないかのすごい貴重な経験なので、絶対当たりたいたと思いました。当たったときはうれしかったです。裁判の期間は10日間でしたが、非常に楽しかったです。それと名簿に登載されたときのアンケートのことで、裁判員を務められない職業として、法曹関係者の人とかいろいろな職種がありました。余りにも多過ぎると思いました。例えば、自衛官については国の安全を守るためという理由のようでしたけれども、もう少し制限する職業を少なくしてもいいのではないかと、法曹関係者以外の方、例えば、法学部を出ている人なども参加して、いろいろな職種の人で審理すればいいのではないかとと思いました。

○司会者

裁判員を務められない職業が多すぎるという御意見でしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、あまりにも多かったと思います。

○司会者

4 番の方も通知が来たときは、是非やってみたいと思われていたということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、やってみたいと思っていました。

○司会者

どうしてあらかじめそういう御意見をお持ちだったのでしょうか。

○裁判員経験者 4

私は当時、61歳で会社を退職して、無職状態であり、時間を持て余していたこともあり、日ごろ裁判のことを考えたこともなかったのですが、みんなと一緒に考えるというのが貴重な経験になるのではないかと考えていました。選ばれたからには、精一杯やってみようと思っていました。非常に意欲を燃やして取り組んだ覚えがあります。

○司会者

退職された直後だったということでしょうか。

○裁判員経験者 4

退職して1年半ぐらい経ったころでした。

○司会者

退職してから、再び社会と接点を持って貢献できるということに意義を感じられたのでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そうですね。皆さんと一緒に考えながら話をすることが非常に楽しみでした。

○司会者

5番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

最初、最高裁判所から通知が来たときは思い当たる節がなかったので、驚きました。不安というものがなかったわけではないのですが、まず最初に通知が来たときは、選ばれたわけではないという段階だったので心の準備ができていたというか、

もし、最初の通知がすぐ裁判所に来てくださいというものだとしたら、心の準備ができずに不安に思うこともあったかも知れませんが、段階があったので不安はありませんでした。

○司会者

5番の方の感想としては、当たりたいというお気持ちだったのか、それともなるべく当たりたくないというお気持ちだったのか、どちらでしょうか。

○裁判員経験者5

そうですね。どちらでもありませんでした。通知が来て、ああそういうことかと思っただけです。

○司会者

中立的なお気持ちだったということでしょうか。

○裁判員経験者5

はい。

○司会者

段階を踏んだ手続になっていることは、良いことだということでしょうか。

○裁判員経験者5

はい。

○司会者

6番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者6

私自身記憶が余りないのですが、その当時は、詐欺まがいの偽物の通知が3通ぐらい来ていましたので、消費者センターに電話をかけて相談したら放っておきなさいと言われていた頃に裁判員の通知が来たと思います。これは何って思いながらも、そのまま何もせずに放っていました。

○司会者

詐欺じゃないかと思われて放っておかれたということですね。

○裁判員経験者 6

はい、そうです。放置していたら、その後に別の封書で沢山アンケートみたいな書類が来たので、忙しいときに沢山あるなと思いながら、とりあえず全部書いて提出しました。当時は、申し訳ないぐらいに、裁判員制度に全く関心がなかったのものでそのまま忘れて放置していて、家を不在にすることも多く、その後も裁判所からの不在通知が入っており、驚いて、再配達して持ってきてもらったところ、参加することが不都合な方は、その旨を書いて送り返してくださいとありました。仕事はしているけれども参加できない事情もないし、介護をしているわけでも何でもないもので、そのまま放置していたら、また不在通知が裁判所から来ました。最初は、本当に詐欺とっていましたので、郵送の方法はどうかなとは思いました。私のように不在にしがちな者にとっては、裁判所からの不在通知には驚きました。

○司会者

詐欺ではないかと思われて、そのまま放っておいたのが、アンケートが入っている中身を見て本物だと思われたわけですね。

○裁判員経験者 6

はい、仕方がないから書いて出さなければいけないと思いました。ただ、アンケートの書類が多すぎると思いました。詳しく記載するのが大変でした。

○司会者

提出する書類がちょっと多いと感じられたのですね。

○裁判員経験者 6

はい、多すぎると思いました。

○司会者

ここまで沢山の書類を書かなければいけないのかと、ちょっと疑問に感じられたということですね。

○裁判員経験者 6

はい、それともう1つ思ったのは、私が関わった裁判が終わってひと月もたたな

いときに、他県在住の親戚にも裁判所からの通知が来ました。その親戚は、視力も聴力も少し不自由で、要介護2の認定を受けている85歳の方で、通知が来てビックリされていたので、私が慌ててその裁判所に電話をしました。裁判員候補者を選ぶにあたっては、確かに高齢の方の中にも立派な方もいらっしゃると思いますが、私としては年齢とかも考えた方がいいのではないかと思います。

○司会者

そうすると、ある程度の年齢を超えた方については、最初から送らないというような措置をとった方がいいのではないかと思います。

○裁判員経験者6

はい、そうですね。

○司会者

7番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者7

裁判員候補者としてノミネートされたという、まず1回目の通知が来て、それから選任手続期日の通知が来て、当たり、当たりと2度の当たりですかね。ノミネートされたという通知から選任手続までの期間がちょっと長い感じがしました。通知が来なかったので、もう外れたんだ、よかったなと思って、忘れたころに選任手続に来てくださいという通知をもらって驚きました。そして選任手続に行きまして、当たりたくないと思っていたのに抽選で当たってしまったという感じです。アンケートには、特別な理由がない限りは拒否できないと書かれており、ちょっと強制的な感じがして少し不満に思いました。それにアンケートは意外と書くところは少ないのに、書類ばかりやたら多くて、全部に目を通すのが大変でした。また、裁判員になるにも不安がありました。素人の私が、有罪か無罪か、また量刑について判断できるのかとかいう心配はありました。でも、実際に経験させていただいた後は、参加してよかったという気持ちに変わりました。

○司会者

読む量が多くて大変だったということですね。

○裁判員経験者7

はい。結局、長時間かけて読んでも辞退する理由に当たらない場合は、アンケートに1カ所ポンと書いて終わりって感じでしたので、しばらく手つかずで置いてたという印象でした。

○司会者

もう少し取っつき易いものにした方がいいのではないかとということでしょうか。

○裁判員経験者7

そうですね。それでなくても、裁判所といたら、ちょっと堅苦しく、自分も全く知らない世界という印象を持っていましたし、大変なものだという印象もありました。

○司会者

その大変なものだという印象を薄めるために、何かこうしたらいいのではないかと御提案とかありますか。

○裁判員経験者7

そこまでは、ちょっと思いつきません。

○司会者

それでは、これからは選任手続期日当日の流れについて、少しお伺いしたいと思います。選任手続は、最初に選任手続の流れを説明したDVDを見たり、職員からの事案の説明などがあった後、裁判官、検察官、弁護人が座って並んでいる部屋に通されて、集団で質問を受けるか、あるいは個別に質問を受けられるかして、その後、くじ引きによる抽選があつて、裁判員に選ばれましたということで法曹三者から挨拶や刑事裁判のルールについて裁判長から話があつて、皆さんに宣誓をしていただいて、そこで弁護人や検察官とは別れて評議室に移動して、またさらに説明を受けるというような流れで行われたと思いますが、その手続の流れを振り返ってみて、どのような御感想をお持ちになったのか。また、何かこういうところは変え

た方がいいのではないかといいところがありましたら、お伺いしたいと思います。
それでは1番の方はいかがでしたか。

○裁判員経験者1

最初に思ったのは、ランダムに選びますと言われていましたが、最後に番号でポイ・ポイ・ポイって言われたので、本当に目の前でランダムに選んでほしいと思いました。

○司会者

くじ引きが別の部屋で行われて、目の前で行われなかったのが、ちょっと公正さに疑問を感じられたということですかね。

○裁判員経験者1

はい、そうですね。くじで外れて帰られた方の中には、自分はやりたかったと言われる方もいらっしゃったので、私が交代してあげましようかと言った記憶があります。

○司会者

交代してあげたいというお気持ちになったということでしょうか。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

それは交代できるようにした方がいいのではないかといい意見までにはいかないんですね。

○裁判員経験者1

はい、やはり裁判の内容次第と思います。私が担当したのは、そこまで深刻な事件ではなかったので、やっているときはすごく勉強になりましたが、事件の内容が負担になるようなものだったら、それでも選ばれたら裁判員を務めなければいけないのかと思ったら、結構負担になると思います。経験してみないとわからないですけども、負担になるかのなと思いました。

○司会者

2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者2

選任手続当日の会場は、非常にやわらかな雰囲気だったと思います。それで、何十年か前に受けた企業の面接会場みたいな感じでした。あと覚えているのは、途中、説明を受けて、抽選結果の発表時刻までの間に法廷見学があったのが非常によかったと思います。多くの国民の皆さんに、裁判員として当たろうが、当たるまいが、そのような機会を提供するというのは、非常に良いことだと思いました。それと、私が担当した裁判は注目される事件だったらしく、選任手続の冒頭に裁判長が出てこられて裁判の内容を詳しく説明されました。その裁判長は非常にやわらかな雰囲気を出されていたので、ちょっと安心できました。このように裁判長から裁判の内容について説明していただくと受けとめやすいと感じました。

○司会者

裁判長から選任手続が始まる冒頭で裁判の内容について説明があったということですね。

○裁判員経験者2

はい、そうです。タイミングは余り覚えていないですけども、裁判員に当たったらよろしくお願いしますねと言われたことが印象的でした。

○司会者

2番の方は、事件等に巻き込まれたら大変、あるいは家族に危害が加えられるのではないかという不安を感じられたと言われていましたが、その不安は選任手続に出られてみて解消されましたか、それともまだ解消されないままでしたか。

○裁判員経験者2

不安は裁判が終了するまで解消されませんでしたけど、ほかの皆さんと同じように裁判員を経験できたことについては、裁判の途中から良い経験と思い始めて、最終的には非常に良い経験をさせていただいたと思っています。

○司会者

3 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 3

裁判は昔一度傍聴したことがあります。今回参加してみて、思っていたよりもやわらかいイメージで、裁判所職員の方々がすごく気を遣われて、配慮されているという印象を受けました。ただ、選任手続には意外と欠席されている方が多いように思いました。空席が多く、特別な個別事情がある方は別室に行かれていたので、これは当たる確率が高いなという印象を持ちました。先ほども言われたように、くじによる抽選というのが具体的にどうなっているのか、密室なので分かりにくいと感じました。

○司会者

くじによる抽選について若干公平性に欠けるように感じられたということですね。やはり、抽選は皆さんの目に見えるところで行った方が印象としてはいいでしょうか。

○裁判員経験者 3

はい、そうですね。

○司会者

4 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

選任手続は短時間でスムーズに行われたと思いました。ただ、くじによる抽選については、ほかの方も言われているようにやはり正面の目に見えるところでやっていただいた方がいいと思います。私のときは、80歳は優に超えた杖をついた高齢の方が来られていましたので、このような方まで招集するのかなと思い、最初の招集段階で年齢等もチェックしてほしいなということは思いました。それと当日は、法廷見学ができて非常に感激しました。

○司会者

4番の方も一定年齢以上の方は、最初から呼び出さない方がいいのではないかと
いうことでしょうか。

○裁判員経験者4

はい、そうですね。80歳とか、思考能力とか、体力面とかを考えたら、やはり
年齢制限というのは設けた方がいいのかなと思います。

○司会者

それと、くじによる抽選はやはり公開制がよいという御意見でしょうか。

○裁判員経験者4

はい、そうですね。何か密室でいろいろあるのかなと思ってしまいますから、ど
うせ機械でやるのであれば、目の前でと思いました。

○司会者

5番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

そうですね、くじによる抽選にはちょっと疑問がありまして、どのように選んで
いるのかというのはちょっとわからないのですが、例えば、事件の内容によっては、
男性ばかり、女性ばかりと性別に偏りが見られることもあるようなので、事件に応
じて男女の比率を合わせたり、年齢を均等にしたりして、その中から選んでもらう
というのがいいのではないかと思います。

○司会者

今の御意見は裁判の内容によっては、この範囲、こういう条件に当てはまる方の
中から抽選するとか、あらかじめ対象となる層を限定するという事も考えられる
のではないかとということでしょうか。

○裁判員経験者5

そうですね。男性、女性の立場からの違う意見もあった方がいいと思います。

○司会者

男女比の極端な差が生じないようにあらかじめ、例えば、男性3名、女性3名で

決めておくとか、そういうふうにした方がいいのではないかということですね。

○裁判員経験者 5

はい。

○司会者

6番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 6

選任手続は、職員の方が丁寧に説明してくれて安心していましたが、選任期日当日初めて事件の内容を聞いたとき、被告人が住んでいた地域がたまたま自分と同じ地域で、その事件も新聞でも目にして、ラジオでも聞いたことがあると思いながら、どうしようかと不安な気持ちのまま選任手続が進んでいき、別室でグループごとの質問手続を受けたのですが、法曹三者の方々から、犯罪者のような鋭い目つきで見られてるような感じがして非常に辛かった記憶があります。ちょっと穏やかな目で皆さんを見ていただきたいと思いました。皆さんがそう感じられるわけではないと思いますが、鋭い目つきでじっと見られると、悪いことをしたわけではないのって感じました。それでまた緊張感が高まって、ちょっと不安な気持ちになりました。また、くじによる抽選についても結果発表があったときに、目の前での抽選ではなかったので、不満というわけではないけれども疑問に思った記憶があります。

○司会者

職員による手続説明のところまでは印象が割とよかったけれども、質問手続のときに法曹三者が並んでいる場面は余り印象がよくなかったということでしょうか。

○裁判員経験者 6

すごい場所だなと思いました。目と目が合って、ぎらっと睨まれている感じがしました。裁判員を選ぶのだから、やはり変な人物は選べないのかなと思う気持ちもあるのかも知れませんが、別に悪いことをしてきたわけでもなく、あえて仕方なく来たわけで、理由がなく来ないと罰せられますみたいな感じで書いてあったので、とにかく行ってきますと職場に言って休みをもらって来たのに、なのに何でこんな

冷たい目線で見られなければいけないのかなと、全員ではないですけども、そういう方が中に1人でもいらっしやると、何だかハッとします。

○司会者

全員ではないけれども1人でもそういう人がいると、やはり印象としてはかなり悪くなるということですね。

○裁判員経験者6

はい、たまたま目線があった方でした。

○司会者

7番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者7

選任手続の対応はよかったです。職員の皆さんが丁寧に優しく誘導していただき、説明もよかったですと思います。それと待ち時間にはDVDを流してあったのもよかったですと思います。来られていた他の方がDVDをもうちょっと見たかったと言われていました。それとくじの場面は、やはり目の前で抽選してもらいたいと思いました。でも、私が担当した事件は、裁判員のうち女性が5人、男性1人でしたので、抽選自体はランダムで公正にされているのだらうと思っています。選任されたあとは、別に厳しい目線とかは何も感じなかったです。また、先ほど高齢の方を対象から外してはどうかという意見もありましたが、70歳以上であれば辞退できる制度になっているので、来られる高齢の方は、辞退されなかったということだと思います。

○裁判員経験者4

そうですね。そういう意識で来られたのかもしれませんがね。

○裁判員経験者7

はい。

○司会者

70歳以上の方は、一応本人が希望されない場合は、辞退できる制度にはなっていますが、4番の方はどう考えられますか。

○裁判員経験者 4

例えば、一人暮らしの方とかは相談する人もなくて、80歳だけれども行ってみようという気になったかもしれません。そういうものが線引きであるならば、招集するときにチェックできないのかなという気持ちはあります。

○司会者

辞退はできるけれども、70歳以上の方はやる気があっても、最初から呼び出さないという方がよろしいということでしょうか。

○裁判員経験者 4

それは80歳でいいかもわからないですね。

○司会者

80歳以上の方は辞退するしないにかかわらず、呼び出さないという方がいいのではないかという御意見でしょうか。

○裁判員経験者 7

でも、やりたい人もいるかもしれないですよ。

○裁判員経験者 4

そうですね。

○裁判員経験者 7

それを除外してしまうと、結局その人には何も来なくなります。

○司会者

7番の方は、80歳以上の方も選択できる方がいいのではないかということでしょうか。

○裁判員経験者 7

はい。

○裁判員経験者 4

そうですね。本人の意思が尊重されますよね。

○司会者

そこは御意見が分かれるところかもしれませんね。選任手続の場面ではやはりくじによる抽選の方法についてほぼ全員の方が御指摘されておりましたね。

○裁判員経験者 4

法曹三者の方々には、質問手続で、この裁判では不適切だという人をチェックしているのですか。6、7人で一緒に入室してから、何か厳しい視線で見られて、ドキドキした記憶があります。この中から、この事件では、この人は不適格な人ということをチェックしてるのかなと思いました。例えば、服装であったり、態度であったり、そういうふうなものをおおむね程度チェックして、そして問題ないという人の中から抽選してるのかなというふうに思っていました。

○司会者

4番の方は、ある程度質問手続で厳しい視線でチェックされるのは仕方がないというふうにお考えになるということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

法曹三者の立場から今お伺いした御意見などについて、何か確認したい点がございますか。

○検察官

先ほど7番の方からお話がありましたが、担当係によっては、法曹三者から自己紹介をしているところとしていないところがあるようですが、それについてどういう御感想をお持ちでしょうか。

○司会者

選任手続のときに、裁判官、検察官、弁護士から自己紹介とか、挨拶があったかどうか、また、それについてどういう御感想をお持ちになったかについてお伺いします。1番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 1

あったと思います。誰かがわかるのでよかったと思います。

○司会者

2番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

あったと思いますが、覚えているのは、裁判官の皆さんの3名の印象だけで、あ
との方はよく覚えていません。

○司会者

3番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

あったと思いますが、緊張していたこともあり、細かいこと忘れしました。

○司会者

あまり印象には残っておられないということですね。

○裁判員経験者3

はい。

○司会者

4番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

あったと思いますが、見られている視線が気になりました。

○司会者

5番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

あまり印象に残っていませんが、自己紹介はあったと思います。誰だかわからな
いので、自己紹介はあった方がいいと思います。

○司会者

6番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者6

覚えていません。

○司会者

7番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者7

あったと思います。こういう方々が担当されるんだということで、今から一緒に関わっていくんだと思いました。自己紹介はあった方がいいと思います。

○司会者

よろしいでしょうか。ほかに法曹三者からお尋ねになりたいことはありますか。ないようですので、ここで休憩を入れたと思います。

(休憩)

○司会者

それでは再開します。皆さんは、実際に裁判員裁判の審理に立ち会われたと思いますが、審理の御感想、あるいは改善を要する点などありましたら、お伺いしたいと思います。

審理は、最初に冒頭手続として裁判長が人定質問をするところから始まり、それから起訴状の朗読や認否、双方の冒頭陳述、それから書証の取り調べや証人尋問、被告人質問、そして最後に論告弁論というような形で進行していったと思います。この中で何か特に印象に残られた点とか、こういうところはもうちょっとこういうふうにした方がいいのではないかというところをお伺いしたいと思います。1番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

30分ぐらい裁判して、休憩を入れて、また戻ってということの繰り返しでしたが、こうやって裁判は進んでいくのだなというのが一番感じました。

○司会者

頻繁に休憩をとるということについては、1番の方は、いわゆるポジティブに受けとめられたということですね。

○裁判員経験者 1

休憩を取るのには大事なことだと思いました。

○司会者

頻繁に休憩をとる中で感想などを述べる機会があるということが、大事な意味を持っているというふうに感じられたということでしょうか。

○裁判員経験者 1

はい。

○司会者

2 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 2

初めての経験で、法廷の中に入ったら、非常に圧迫されたという印象でした。

○司会者

たくさんの関係者が法廷に集まっている姿を見て圧迫されたということでしょうか。

○裁判員経験者 2

はい、被告人をはじめ皆さんが座っておられ、傍聴席には被告人の関係者も沢山いらしたので、ジロツと見られているということで、圧迫感を受けた裁判だったというのがまず特徴です。それと、公判手続の場面に関して、検察官が作成した資料は非常に分かりやすかったと思います。被告人の主張があつて、争点があつて、論拠があつて、という具合に図形式にまとめてあつたので、分かりやすかったです。弁護人から提出されたものは、文章だけで書かれていたので、分かりにくかったです。公判を通じて理解をしていく中でやはり図形式でどういう仕組みになっているのかを説明されると、非常に分かりやすかったです。

それと公判では、裁判長がうまく仕切って、進行されていきました。被告人に対しても、きちつと意見を言えるというような雰囲気を作られ、仕切りが非常によかったという印象を受けました。1 番の方も言われましたが、こういうふうにして裁判

が行われているんだなということを実感できたのがよかったのと、裁判が公正に行われている、論拠に基づいて行われているということが分かったのは良かったと思いました。

○司会者

訴訟関係人の提出する書面はやはり図などを用いたものが分かりやすく、文章が多いと分かりづらくなるという印象をお持ちになったということでしょうか。

○裁判員経験者2

文章ばかりだとよく分かりませんでした。

○司会者

それから裁判長の訴訟指揮というか、交通整理がよりの確に感じられたということですね。

○裁判員経験者2

はい、上手だったと思います。

○司会者

3番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

裁判に入る前に評議室に集まって、最初に自己紹介をしたと思いますが、最初に短期間しかないので、チームワークを早くつくりたいというような意思が伝わってきて、すごいやりやすかったと思います。よい雰囲気の評議ができるような配慮が最初からなされていたところが、有難かったと思いました。

○司会者

公判に臨む前にチームづくりがなされたので、落ちついて公判に臨めたということでしょうか。

○裁判員経験者3

はい。裁判官3人の方々もバランスというか、役割の割り振りがとれていたと思います。

○司会者

その役割分担ってというのは、具体的にどういうものを感じられたのでしょうか。

○裁判員経験者 3

裁判長が全体を見渡していただき、専門的なことについては、右陪席裁判官が補っていただいて、左陪席裁判官が記録をとりながら、また別の方向からの意見を上手に答えを引っ張っていかれているという印象を持ちました。

○司会者

4 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

審理自体は非常にスムーズに行われたのではないかと思います。ただ、私がちょっと疑問に思ったことがありました。具体的に言いますと、私が担当した事件は強姦致傷事件であり、未成年の被告人が犯した容疑でしたが、犯行の6年後にDNA鑑定を別の事件で行ったところ、被告人のものと一致したというものでした。そのような経緯で、6年前のことで証言者の記憶が曖昧で、何か根拠になり得るような状況証拠が余り見つからなかったようで、結局、その事件で当初行われたDNA鑑定が正しいのか、正しくないのかということ判断せざる得ない事件だったのですが、DNA鑑定の正確性というのは、2兆7,000億分の1とかなんとかいうことで、この人がやったのか、やらなかったのかということ判断するのを一般人がやってもいいのかなって、それが十分なのかなっていう気がしました。重大事件の中でも、例えば事件を起こした当事者がはっきりしており、それが、例えば過剰防衛なのか、それとも正当防衛なのか、あるいは殺意があったか、なかったか、そういったものを一般人の常識の目で見ても、判断するようなものであれば、十分考えが反映されると思うのですが、専門家からDNA鑑定のことを説明していただきましたが、DNA鑑定が正しいかどうかということ一般人が判断するというところでどうしても時間が足りないような感じでした。そういうことがあったので裁判員裁判で審理される案件に相応しいのかなと思いました。余りにも難しい判断を求められ

たという裁判員裁判だった気がします。

○司会者

時間が足りなかったということですが、それは審理にかける時間が十分でなかったということでしょうか。

○裁判員経験者 4

例えば、審理の結果、DNA鑑定が正しいと言えば、それまでなんですよね。ただし、それは正確な機械で鑑定したときに、そのような結果が出るのであって、例えば、鑑定の際に何かミスがないのかとか、あるいは何らかの不可抗力によりいろんな要素が原因で間違った鑑定結果が出るのではないのかとか、いろいろとたくさん聞きたかったです。それで、結果的に審理の時間が2時間ぐらい延長になりました。でも、さらに2時間ぐらい質問したかったなと思っています。こういう難しい案件を裁判員裁判で判断するのではなく、みんながよく理解しながら自分の意見を言える、一般人の意見や考え方が反映されるような案件の方がいいのかなというふうに思いました。

○司会者

そうすると、難しい専門的な領域の話については十分な審理時間をとって、審理することが望ましいということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい。そう思います。多分、時間の制約があって、1日や2日も延長することはできないので、限られた期間の中でどうしてもやりくりしないといけないというような制約があったような感じがしました。

○司会者

皆さんの御都合もあるでしょうし、そういう意味では、やはり十分な日程を確保することが大事だと感じられたのですね。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

5 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

私が担当した事件は、有罪か無罪かを決めるのではなくて、量刑を判断する裁判でした。検察側や被害者側の話は、結構耳を傾けて聞けましたが、一般人の感覚と司法の感覚のズレといたしますか、どこまでの罪が重くて、どういうふうにされるのかというズレを理解できたという点では、すごく貴重な経験であったと思っています。

○司会者

それは、量刑について、こういうものは重く評価しますとか、こういう事情があるときは軽く評価されますとか、量刑の考え方についての説明が勉強になったということでしょうか。

○裁判員経験者 5

はい。

○司会者

6 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 6

公判の流れとして、検察官の資料や質問は非常に分かりやすかったです。また、担当した事件は、被告人が 3 人いて、それぞれに弁護人が 2 人ずついました。それぞれ質問されるのを聞きながら、いろいろあるのだなと思いましたし、わかりやすく質問をさせてもらいました。裁判長、裁判員、補充裁判員で一つのチームとして組んでやっていけたのはすごく良かったと思います。

ただちょっとショックなことがございまして、公判に出る前に控室に行くときに、エレベーターがガアッと音がして、被告人が行く場面が見えてしまったので、それがちょっと実感として、ドラマでは見るのですがはっきり見たことがなかったし、同じ通路に行くので、そこが自分の中ではショックな気持ちになりました。

○司会者

裁判官や裁判員の通る通路と被告人が通る通路が同じ通路とは思われてなかったということでしょうか。

○裁判員経験者6

途中でちょっとお待ちくださいということで、ちょっとバックしました。パッと見たら、被告人がエレベーターから降りてきて、歩かれていたのが1回見えました。その後は見えなかったのですが、そのことが何か自分として受け入れられないものがちょっとあったような気がします。

○司会者

やっぱり同じ通路というのはちょっとショックだったでしょうか。

○裁判員経験者6

はい、それはショックですね。見えなければよかったのですが、見えてしまったので、別の通路を通る方がいいのかなとは思いました。

○司会者

7番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者7

私の担当した事件は、有罪か無罪かではなく、量刑について判断する事案でした。全体的に分かりやすく説明してもらい、データとかも見せていただいたり、論告などはまとめたものをいただいたり、質問も丁寧に受けてもらったのでスムーズに流れたと思います。ただ、最初は、検察官から、大量の証拠書類というか、レシートとかいろいろ提出されて、何か面食らってどこをポイントにしていいか分からず、どうしようかと思いました。

○司会者

検察官の出された証拠の量が多くて、ちょっと戸惑われたということでしょうか。実際に証拠書類を見られて、後からこの証拠は要らないんじゃないのかなと思われるようなものはありましたか。

○裁判員経験者 7

そうですね。レシートが大量にあつたりしたので、これを何かにまとめられないのかなと思いました。

○司会者

もうちょっと証拠をまとめられるのではないかという印象をお持ちになったということですね。

○裁判員経験者 7

はい。

○司会者

ここからは、公判審理の後、皆さんは評議室に入られて、裁判官と一緒に評議をされたと思いますが、この評議の進め方はどうだったか、あるいはどんなことを感じられたのか。また、評議では、御自分の御意見をきちんと言うことができたかについてお伺いしていこうと思います。

1 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 1

裁判員の方が皆さん本当に仲よくて、最初は皆さん緊張していましたがそれぞれ年代も違う、性別も違う、職業も違うので、いろいろな意見が出され、本当に自分の意見を素直に皆さんが述べられて、それを裁判官がまとめようとして、いろいろとそれは違うみたいな指導をしていただいたので、意見は本当に出しやすい状況でした。朝裁判所に行くと、評議室では裁判員の方が事件の状況を再現してみたりしながら、それに対してみんなが意見を言える雰囲気できており、すごく良かったと思います。そういうことがあって、徐々にやってよかったと思えるようになりました。

○司会者

裁判官に促されることなく、裁判員の方からみずからその裁判の問題になっている状況を自分で話し合ったりしていたということでしょうか。

○裁判員経験者 1

はい。私もたくさん質問して、それに対して全部答えていただいて、疑問に思ったことは全部言える雰囲気が進んでいったかなと思っています。

○司会者

2 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 2

評議は、非常にしゃべりやすい雰囲気をつくっていただいていたと思います。1 番の方が言われたように、朝から、和やかな雰囲気、ダジャレではないけれども、楽しいしゃべりやすい感じをつくられていて、その中で裁判官が来られて、判決というゴールに向かって質問されているということが分かるような感じでした。意見を出し合って、なおかつ、公判の場面でもきちっとしたものを出し合ってされているなというのがわかったので、まさに司会というか、MC が上手だなというふうに思いました。あとは、評議を通じてやわらかな感じで進められ、一緒に弁当を食べたり、一緒に食堂へ行ったり、何かそういう場面づくりもしていただいたと思って、非常に感謝しています。

○司会者

評議以外の時間も裁判官と接して、リラックスした雰囲気の評議ができたということですね。

○裁判員経験者 2

はい。

○司会者

3 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 3

やはりこれまで言われたように、裁判官が配慮されながら皆さんの意見を均等にきちんと吸い上げてもらいました。ただ、初日のときは、皆さんも言われていたのは、これからどうなっていくのだろうか、先が見えないというか、ゴールが見えな

い状態なので、これから2日目には何がある、3日目には何がある、こういうふうに進んでいきますということを最初に説明された方がいいのかなと思いました。

○司会者

評議の経験は初めてだったので、どのように評議が進んでいくのか、事前にちょっとイメージが掴みにくかったということですね。

○裁判員経験者3

はい。

○司会者

4番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

裁判官の方には、随分配慮をしていただいたと思います。審理に入ったときも、今はこのスケジュールで進んでいて、今やった法廷の内容は基本的にはこういうことですよという法律的な解釈とか、そういう部分も含めて教えていただき、次はどのような質問をしましょうかということをお皆さんに投げかけて、まとめてもらいながら進められて、非常に和気あいあいという感じで参加できたと思います。

○司会者

審理段階から、法廷で行われた訴訟行為の意味を裁判官が解説してくれたので、分かりやすかったということでしょうか。

○裁判員経験者4

はい、そうですね。

○司会者

それが評議にも活かされたということでしょうか。

○裁判員経験者4

はい。

○司会者

5番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

本当に1つのチームのように、終始良い雰囲気話し合うことができたと思います。裁判官の方たちがうまく話をまとめていただいて、納得がいくまで話し合えたと思っています。特に不満などはないです。

○司会者

6番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 6

評議は、素人なので分からないことが多く、分かりにくい言葉とか、法廷であった言葉なども事前に裁判官から補充していただきながら、楽しく勉強させていただきながら、評議もさせていただいたと思います。評議の内容ですけれども、言葉が足りないところは裁判長が説明をしながら、皆さんに意見を伝えてくださり、それぞれの気持ちがその評議の中で伝わって、勉強しながら判決に向けて進めていけたのではないかと思います。

○司会者

専門的な知識が足りないところは、適宜裁判官から補充を受けたりしたので、割とスムーズに評議が進んだという印象でしょうか。7番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 7

評議は発言がしやすく、良い雰囲気です十分に発言ができたと思いました。分からないところとかの質問とか、それからデータや参考資料なども提示してもらって、すごく分かりやすく進められたと思います。それと、休憩時間も十分にとってもらい、また体調などにも考慮してもらったと思います。優しかったですね。

○司会者

ありがとうございます。それでは、次の段階に進みたいと思います。評議が終わりまして、その評議の結果を裁判官が判決にまとめて、いよいよ判決宣告をして、判決宣告後にアンケート調査があったり、裁判員バッチをもらったり、感謝状をもらったりというような、終わるまでの手続があったと思いますが、これを終えられ

てみて、どういう御感想をお持ちになったのか、また、何か改善点があったかどうかについてお伺いしていきたいと思います。1番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

最初、選ばれたときは、裁判員を積極的にやりたいという方に交代してあげましょうかという程度の気持ちでしたけれども、本当に皆さんが言われているように、非常に裁判というものに興味を持つことができ、こうやって裁判が成り立つということを知ることができ、すごく貴重な経験をさせてもらったというのが最終的な感想です。ただ、私が担当した事件は、そこまで深刻な内容ではなかったのですが、もしこれが殺人事件だったりとか、例えばすごく重い刑の判決を受けたのが、上級審に行って刑が軽くなったりしたときには、自分たちが出した判断がどうだったのかなという気持ちになると思いますが、私が担当した感想としては、人生の中で、すごく良い経験になったと思っていますし、自分の友達にも機会があったら、やったほうがいいよと話しました。

○司会者

今の話ですと、最初はちょっと交代しようかというぐらいネガティブなお気持ちだったのが、最終的にはかなりポジティブな気持ちに変わられた。それは判決宣告まで裁判に立ち会ったことでポジティブな気持ちに変わったということでしょうか。それとも途中から徐々に変わって行って、気がついたらそういうポジティブな気持ちになっていたということでしょうか。

○裁判員経験者1

後者のほうですね。

○司会者

最後にはポジティブな気持ちで終わることができたということですね。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

2番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

まず判決のことについてお話ししたいと思います。判決宣告は、裁判のルールに基づいて出されたわけですが、もう一方で、捜査過程で時間的に十分に調べる時間がなかったのかなとも思いながら、それでも裁判のルールに基づいて判断されるということを理解しました。その後、記者会見の際に記者の方から質問を受ける場面がありましたが、今回の事件は、暴力団組員が被告人となった裁判だったので、裁判員として参加してみてどうでしたかという質問があつて、それについては、やはり家族を持っている立場の者としては、重いなというお話をしました。ただ、裁判のシステムとか、ルールとかを経験させてもらうことによって、やはり裁判は公正に行われているという経験をさせていただいたというのが終わったときの感想でした。まさに参加して良かったと思いました。私が経験させていただいたのは、殺人事件ではありませんでしたが、暴力団関係ということもありましたので、一般人には入口段階から重いなという感想で、この気持ちは最後までありました。経験としては良かったけれども、暴力団関係は重いなというふうには今も思っています。

○司会者

それは心理的な負担が重いということでしょうか。

○裁判員経験者2

いいえ、そういうことは多分ないとは思いますが、被告人と会ったり、傍聴にいられていた方にも顔は知られているので、大丈夫かなというふうに思っています。

○司会者

お礼参りとか、そういうことを今でも御心配になっておられるということでしょうか。

○裁判員経験者2

ゼロではないですね。

○司会者

先ほど言われたことは、こういうことでしょうか。裁判では必ずしも全ての真実が明らかになるわけではなくて、集められた限りの法廷で調べられた限りの証拠の中で判断をするということなので、証拠が集まらなかった分については、それでいいのかなという気持ちも若干残っているということでしょうか。

○裁判員経験者 2

時間の制約もあるでしょうし、あまりシステムがよく分かりませんが、ただ、証拠だけに基づいて判断するという段階で、証拠がなかったり、不足していたりして、真偽が不明なときは、被告人に有利な判断がされるというルールを改めて理解できたと思います。

○司会者

若干割り切れない思いも残っているということでしょうか。

○裁判員経験者 2

そうですね。100パーセントはないと思うので。どこかで判断しないとイケないものと思います。

○司会者

3番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 3

判決については、裁判員の一人一人に対して、判決文に書き込んでほしいことはないでしょうかと裁判長が尋ねられて、それをある程度盛り込んでいただけたので、いい判決をしていただいたと思いました。

○司会者

4番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

量刑の評議が終わったときに、何か仕事を終えたなという安堵感がありました。裁判員裁判の初日は、特別なことということで若干の緊張はあったと思いますが、2日目からは、この事件を自分はどう判断するのかという、要するに仕事を与えら

れたと思って、これは異常なことではなく、自分の仕事なんだと思えば、非常に楽になりました。だから、法廷での質問も、日常的に会社で会議をやっている時に質問する気持ちで臨んだことで非常に楽になりました。ただ、裁判期間中はやはり終わってから家に帰っても考えてしまい、少し睡眠が浅かったように思います。だから、裁判員裁判が終わった最終日は熟睡したという記憶があります。

○司会者

終わられて安心されたということですね。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

5 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

判決については、みんなでまとめたことであり、大きく意見が分かれることもなく納得しています。裁判員裁判を終わった後の意見としましては、皆さんも大なり小なり良い経験をしたという感想はあると思いますが、やはり皆さんが気にされているのが、仕事を休めるのかどうかということがかなりネックといたしますか、なので経験自体はすごく良い経験をしたという方もいれば、そのようにとらえる方は少ないとも思っていて、裁判員裁判に参加させていただくために会社に理解してもらえるところをもっと努力できれば、経験としては間違いなく皆さん良い経験をしたと思っているので、仕事や会社の理解の点がちょっと気になりました。

○司会者

仕事の面の調整さえつければ、良い経験と思えるということでしょうか。

○裁判員経験者 5

はい。

○司会者

6 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 6

評決を経て判決が出されたわけですけれども、裁判というのは、先ほどの方も言われたように、一般人が思っているみたいには、なかなかいかないわけで、いろいろと勉強しながら判決を出させてもらって、みんなで考えた判決なのですが思った以上に軽いものなのだと思います。貴重な体験はさせていただいたのですが、やはり重い仕事だなというふうに思いまして、難しかったという感じがしました。

○司会者

量刑についてはなかなか感情どおりにいくものではなく、いろいろな縛りがあって決められていくということを学ばれて納得しつつも、感情面ではちょっとこういうものなのかということを感じられたというところでしょうか。

○裁判員経験者 6

はい。

○司会者

7 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 7

みんなで評議して出した判決を裁判長が宣告するときは、ちょっと緊張して思わず被告人を見てしまったことを記憶しています。自分が担当した事件は、そんなに重大なものではないと思いますが、貴重な体験をさせてもらったと思っています。それと無事に裁判員の務めを終えて、充実感みたいなものがありました。

○司会者

終わられたときかなり充実感を感じられたということでしょうか。

○裁判員経験者 7

はい。

○司会者

ありがとうございます。次に、本日御出席されている方から、裁判員制度が始まった6年前と比べて、審理や評議などの面で問題点の指摘などを受けて、どんな点

が改善されてきたのかという質問をいただいていますので、この点について法曹三者からお答えしたいと思います。

○裁判官

裁判員裁判が始まりまして、最初のうちは裁判員の皆さんにできるだけ情報をコンパクトに伝えようということでスタートしました。スタートしてみたら、裁判員の方も実際に裁判員になられると、本当に一生懸命に裁判官と一緒に当事者のいろいろな訴訟活動を受けとめて、御判断いただけるということが実感できてきて、やはり裁判員制度を始めて良かったというふうに法曹三者では感じていたところですが、そうやっているうちに結構裁判員の方々は、ここまでやっても受けとめてくださるということで、最初コンパクトにやっていたものが、また情報過多の裁判に寄り戻していくという現象が生じた時期がありました。そこから、もともとはいい発想でスタートしていたのが、ちょっと昔に後退して、今はそこからまた初期の頃に戻そうということで、裁判所の方としても審理のあり方について、弁護士や検察官にお願いして取り組んでいるところです。

一番具体的なのは、最初の冒頭陳述という、検察官と弁護人がこういう事件ですよというのを説明する場面が、今は非常にコンパクトに検察官も弁護人もやってくださっていて、その事件のいわゆるガイダンスのレベルに留めて、それでは実際の中身は証拠をこれから調べますので証拠で見てくださいという、そういうアナウンスをしてくださるような形になっているんですけども、それも結局、一時期はその証拠の中身とガイダンスであるはずの冒頭陳述が区別がつかないというような声が裁判員の方々からも結構声が相次いだような格好になっておりましたので、そういうところは、一旦後退したのを改善方向に持ってきているところです。

もう一つは、いろいろ審理を経験してきてみて、やはり仕方のない証拠、例えば、現場の位置関係の証拠とか、その図面とか、あと検察官が朗読する証拠、例えば、被害者の方の体験の話というのも、事件の性質によっては、供述調書という形で書面を朗読する形でしたが、被害者の方の御了解がいただけるのであれば、実際に法

廷に来ていただき、直接話していただくことで、より端的に事実に関しての心証を形成しようというようなことを試みており、供述調書に頼るのではなくて、証人として実際に体験された方のお話で心証を形成できるところについては、そうして形成していくような工夫をするなど、事件によって行っているところです。しかし、性犯罪事件になりますと、なかなかそういうことができないので、そういう場合でも、犯行当時の状況を広過ぎる範囲で伝えるのではなく、必要な範囲で絞り込んで実際の法廷で取り調べるということを意識してやっているところがあるかと思っております。

○検察官

先ほど裁判官が言われたとおりですが、特に、ここ1、2年、検察庁では冒頭陳述や論告メモについてもっと情報を減らせないかということで、今までの発想を捨てるぐらいの覚悟を持って、かなり情報を削るということをやってきており、このような機会も経て、裁判初日からお腹一杯になってしまうと、ちょっと次のことが考えられないというような御意見も頂きながら、改善に取り組んできているところです。検察官としては、できる限りベストなものを提供しているつもりですが、これからも御意見を頂きながら、スリムで、かつ簡にして要を得たものというところに取り組んでいきたいと思っています。

○弁護士

弁護士側の視点からいくつか述べさせていただきます。個々の弁護士で考えますと、検察官や裁判所と比べて、裁判員裁判の事件の経験自体は、必然的にガクッと落ちるので、私自身裁判員裁判はこれまで5件経験しており、弁護士の中ではやや多い方になるかとは思いますが、もちろん、まだ1件も経験していないという弁護士、次が初めての弁護士も当然いるわけで、そういう意味ではやはり経験値に基づく差というのはどうしても出てくるところはありますけれども、その点については弁護士側も危惧しており、弁護士会の中でも特に裁判員裁判に向けた研修というのを充実させていかなければならないということで対処しているところです。特に、

考えているところは、昔の刑事裁判、もしくは裁判員裁判ではない通常の刑事裁判でも、本来だったら開かれた法廷で当然傍聴人もいるので、分かりやすくというのはどの裁判でも変わらないところではありますが、ペーパーを用意して視線を下に落としてペーパーを読み上げる、しかも声も小さいみたいな、何をやっているのか、内容そのもの以前の問題で分かりにくいというところが正直あったことは否めないもので、それについて、少なくとも内容を分かりやすくする以前の問題のレベルで改善しなければいけないというところは弁護士会の中でも、特にここ近年、重点的に啓発しているところであり、私自身は、それを踏まえて裁判員裁判ではない通常の刑事事件でも、できる限り下を向いて書面に目を投じながら読み上げるという形は極力しないようにしていて、そういう意味では、本来だったら裁判員裁判でもっとやるべきところですが、やっぱり分かりやすい裁判をしていくというのが、裁判員裁判だけではなくて通常の事件にも広げていくという意味では始めた頃と比較すると、裁判員裁判以外の審理についてもいい影響を及ぼしている面があるものと考えます。このように弁護士会としてやっていこうとしているところはあるというふうに言っているのではないかと考えます。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、今後の裁判員裁判の改善のために、皆さんにお伺いしたいことがございます。裁判員を務められるということは、かなりの心理的な負担、精神的な負担を感じられる裁判員の方が多くいらっしゃいます。そこで、事前にどういうことに主として心理的な負担を感じられるかお尋ねしたところでは、やはり自分たちの出した判決が上級審において裁判官のみの裁判によって破棄されることを挙げられる方が多いようでした。次いで、死刑か無期懲役のような判断を求められることに心理的な負担を感じるという方もおられました。一方では、気になることや精神的な負担を感じるということは全然なかったという方もおられました。そこで、この点についてもう少し詳しくお伺いしていこうと思います。皆さんは、どんなところに

精神的な負担を強く感じられて、それを改善するためにはどんなことをしていったらよろしいとお考えでしょうか。1番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

私が一番に挙げたのは、自分たちが出した判決が上級審で変更されるというのは負担であるというふうに思っています。自分たちが判決を出すときも、先ほど言われたように、刑って一般人が思っているほど重くないし、判決を出すときには私の中では精一杯のところまで負担というか、精一杯のところまで大きな刑を出したつもりなのに、控訴されて上級審に行ったときにその刑は重過ぎると判断されて軽くなったとしたら、自分たちが一生懸命話し合ってやってきたことが、今までの慣例に従ってそうなるのか、極端に言ったら一人殺したら無期とか、二人殺したら死刑になるとか、一応の基準みないなものがあると思いますが、大きな話にはなりますが、一人でも、二人でも、お年寄りでも、若い方でも命を亡くすということに命の重さ是一緒ではないかなというのが、私の中であって、そういうことがとても矛盾に思っていたことで、自分が経験したときに、もしそういう事件だったとしたら、自分はしっかり判断できるのかなというのがあって、それが一番心理的に負担に感じました。

○司会者

先ほどのお話にも通じると思いますが、自分たちの感情のままに判決を出したわけではなく、量刑データベースとか、裁判の仕組みとか、いろいろな縛りを考慮した上でこれがベストだと思って判断しているのに、それがあっけなく上級審によって破られてしまうと、果たしてどうだったろうという気持ちになってしまうということでしょうか。

○裁判員経験者1

よく新聞などでは、その刑は重過ぎるということで上級審で変更されて軽くなったということが書いてありますが、そもそも一般人の感情とか、意見を吸い上げたということ裁判員制度が始まったはずなのに、上級審で変更されるのであれば、

裁判員裁判の意味があるのかなと疑問に思ってしまう。

○司会者

2番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

まず、良いところというか、ポジティブなところからお話をすると、人を裁くときの難しさ、大変さ、あと論理構成を理解できたのは非常によかったと思います。ネガティブなところでは、私が担当させていただいたのは、暴力団関係の事件で私生活に影響を与えられないだろうかという不安、判決の結果は別として、その可能性がゼロではないというところは、裁判員や補充裁判員も、みんな同じように思っていたのだらうと思います。それと、新聞紙上にその関係の暴力団が絡む事件に関する公判の内容がいろいろと報道されて、その中で興味を持ち始めて、暴力団のことや判決を勉強するようになって、やはりその中で思ったのが、裁判員裁判に関わった方の中で、死刑判決に立ち会った方は、精神的にかなりのダメージを受けられているようなので、福岡の場合はそういったリスクのあるものは外されているような記事がよく書かれているので、外されているのではないかと考えていますが、私は死刑判決が絡むような事件に一般人を参加させるのはいかがなものかと考えています。実際に経験しないと分からないかも知れませんが、正義感の強い方々がたまたま集まって判断されるのであればいいのですが、そのような状況になることはありえないので、死刑判決が絡むときは、私は反対というふうに思いました。

○司会者

2番さんが担当されたのは暴力団関係の事件だったので、やはり暴力団からの復讐がないかということが一番心理的に負担を感じたということでしょうか。また、新聞等で読んだ限りでは、死刑判決に関わる裁判員の方は、大きな精神的な負担を感じておられると思うので、そういう事件には関わらないで済むようにした方がよいということでしょうか。

○裁判員経験者2

はい、私自身は経験したことがないのでよく分かりませんが、いかがなものかなと個人的には思います。

○司会者

3番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

先日の新聞報道によると、裁判員裁判で死刑判決が出されたものが、死刑執行されたという初めての事案が報道されたと思いますが、もしもそれに自分が関わっていたら、どれだけ精神的な負担があっただろうかと思います。どういう裁判に関わっていたかによって裁判員とはいっても全然イメージが違うなと思いました。やはり地裁の裁判員裁判だけではなくて、高裁、最高裁でもさらに裁判員裁判をしていただく、続けていただくという手段を持つということが大事じゃないかなと思います。懲役の場合は、まだ希望というのがありますけれども、死刑判決はそれがありませんので、重要な裁判だからこそ、市民が関わっていくべきだという気持ちも半分はあります。

○司会者

死刑判決を出された事件については、裁判員の精神的な負担が重いのではないかという御指摘とお聞きしましたが、もし、死刑に裁判員が関わらないというやり方をとるとすると、死刑は存置したままでその対象事件というのは、裁判員裁判の対象から外すという考え方と、そもそも死刑自体をなくしてしまうという考え方があるかと思いますが、そのように考えられますか。そもそも死刑自体がなくなってしまうえば、死刑に関わるものがなくなるわけですが。

○裁判員経験者3

死刑制度については疑問を持っております。

○司会者

死刑自体をなくしてしまえば、裁判に関わらないで済むというふうに感じられるということでしょうか。

○裁判員経験者 3

はい。

○司会者

4 番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

私が参加した裁判は、まずは有罪なのか、無罪なのかという話でした。やったかどうかは本当は神様しか分からないと思いますが、自分が無罪だと思っても全然心配する必要はないと感じたのは、それは、評議においては少なくとも裁判官 1 名以上が賛同しないとその結果にはならないからです。もう一つは、強姦事件の量刑が私は 3 年ぐらいかなと思っていましたが、実は 7 年から 8 年が今までのケースでは普通ということを知り、刑が非常に重くなっているなと思いました。刑が重くなっているということは、犯罪者の社会復帰とか、その時間をなくすという危惧もあるわけで、だから、例えば裁判員裁判では、罪を憎むということで、結局だんだん量刑の要望が高いほうの動きになってきているような雰囲気がしています。性犯罪に対しても、もっとその罪を重くしようという、そういうふうな世情があるという話がありました。それで罪を憎んでということで、どんどん量刑が重くなると、そういうふうな犯罪者の人権を阻害するようになるので、その評決のときも自分はもうこれ死刑なんだと思っても、裁判官が罪に値する刑罰というところの判断で下げるというのは十分あり得ると思います。

○司会者

4 番の方は、精神的な負担はいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 4

精神的な負担はありませんでした。

○司会者

それでは、多数決制度、つまり裁判官と裁判員が交じった状態で、かつ過半数でないと判断はしないという法律の規定が心理的な負担の軽減に役立っているという

ことでしょうか。

○裁判員経験者4

はい、裁判官がそうだということであれば、それはやっぱり諦めもつくし、仕方がないと思えば、そんなに思い悩む必要はないと考えます。

○司会者

5番さんは、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

判決を出した後、控訴されて刑が軽くなったと聞きましたが、私個人の意見としては、私が裁判員裁判を任された以外のことなので、上級審で刑が軽くなったからといっても正直余り気にならないという感じです。裁判員裁判当時は、みんなで話し合って刑を決めて、ベストな答えを出したと思っているので、その後の被告人がどう思うかというのは、個人としては、そんなに気持ちの不安というか、そういうのは余り感じていません。

○司会者

6番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者6

私は性犯罪事件に関わったのですが、被告人が3人、事件が3件もあって、非常に思い悩みました。被告人は同じ地域に住む住民でしたし、被害者の方もそれぞれ近いところに住んでいらっしゃる方でした。やはり私も女性側ですので、被害者のことを思うと、とても辛くのしかかるものがありました。判決後、被告人から控訴されたという連絡を受けたのですが、被告人がしっかり更生して、いい道を進んでくれるだろうと思ってその判決を出して裁判所を去ったのですが、やり終えたという達成感はありましたが、私も仕事をしている立場なので、裁判員裁判と仕事と一緒に流れていて、裁判期間中の夜にたまたま研修が入ったりもして、裁判所から直接地元に戻って夜10時ぐらいまで講演を聞きに行ったりしたこともありました。そのときに私と一緒にいた方々が、どうしたのって心配してくれる位に何か悲壮感

っていうのか、疲れているように見えたらしく、私も疲れているんだなと思いながら、非日常の生活を1週間ほど味わってから、裁判が終わって職場に復帰して、ホッとしたなと思いながら生活していたところ、自分では感じていなかったのですが、体はどうも感じていたらしくて、1週間ほどで体調を崩したことがあり、いろいろ検査をしても、なかなか回復しなかったので、ショックがやはりひどかったんだと思いました。今回の事件では、たまたま女性が私よりも上の方しかいらっしゃらなくて、若い方はいらっしゃらなかったのですが、もし若い方がいらっしゃったら、どうなっていたらうかなと思いました。私でもこの年で、精神的に負担を受けて、ボロボロになるくらいですから、若い方にも結構負担になったのかなと思いました。

○司会者

女性の立場として、性犯罪の審理に関わることにかなり大きな精神的負担を感じられましたか。

○裁判員経験者6

はい。冒頭陳述や証拠の取調べでも、事件の状況が何回も出てきて、それをずっと繰り返すわけですから、やはりその中で、どこかで受け入れられなかった自分というものがあつたと思うので、体に不調が出たのだらう思います。人によって差はあるかもしれませんが、若い方でなくてよかったのかなとも思いました。

○司会者

7番の方は、いかがでしょうか。

○裁判員経験者7

強いて挙げれば、自分たちが出した判決が上級審で否定されるというのはやはりちょっと嫌な感じがします。でも、それは専門家の判決なので仕方がないとも思います。控訴された場合、裁判員がいないのが問題かもしれない。裁判員がいたら違った感じになるかとも思います。それと死刑制度のことですけれども、やっぱり私は死刑制度は必要かなと思っています。ダメージはあると思いますが、自分の犯した罪ですから、結局、被害にあつて亡くなられた方はそこで人生がとまってしま

わけですね。だから、罪を犯した人はそれなりの償いをすべきではないかと思
います。

○司会者

死刑判決に関わることへの精神的な負担はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 7

精神的な負担はあると思います。

○司会者

ありがとうございます。

最後にこれから裁判員を務められる方々に、どんなメッセージを伝えたいかとい
うことだけ一言ずつお伺いしたいと思います。1 番の方、お願いします。

○裁判員経験者 1

裁判員は経験された方がいいと私は思います。

○司会者

2 番の方、お願いします。

○裁判員経験者 2

経験された方がいいと私も思います。私はサラリーマンですが、私が参加したの
は、2 週間ちょっと 3 週間ぐらいでしたが、かなり時間的な制約がありました。そ
れはやはり職場のことです。私どもは裁判員として参加できる休暇制度がありまし
たが、そういった企業が裁判員として送り出す取組というか、制度が必要と思いま
した。

○司会者

3 番の方、お願いします。

○裁判員経験者 3

選任されたら、ぜひ辞退してほしいと思います。30 歳になる私の子供のこ
とですが、もし自分が選任されたら絶対断ると言っていましたので、なぜかと聞
くと、仕事が休めないので断らざるを得ないということでした。どうすれば参加しや

すい制度となるのか、社会環境の整備が一番重要ではないかと思いました。

○司会者

4 番の方，お願いします。

○裁判員経験者 4

日常では得られない充実感が得られるということで，ぜひ参加してほしいと思います。裁判員になれば緊張はありますが，先ほどもお話ししましたけれども，やっぱり仕事だと思えばいいと思います。日常的なことだと思えばいいと思います。そして，まずは初日につまらないことでもいいから，発言することが大事です。そうすると非常に気が楽になると思います。

○司会者

5 番の方，お願いします。

○裁判員経験者 5

私もぜひ参加していただきたいと思います。私たちが住んでいる町ではいいこともあれば，悪いことも一杯起きているわけで，それを知る良い機会になるものと思います。現実的になかなかこういうことは経験できないので，非日常になりますが，実際にそういう事件が起こっているわけで，それを知り得るきっかけになると思います。ぜひ参加してほしいと思います。

○司会者

6 番の方，お願いします。

○裁判員経験者 6

体調は崩しましたけれども，最初から選ばれるかなと思ってきましたので，やってみたら今までに自分が経験できないことができて，それは非常に勉強になりました。それと，冷静な目，公正な目で判決が出ているということを知りましたので，それは本当に捨てたものじゃないと思いました。若い裁判官の方がすごく活躍していらっしゃるの安心できました。それに，職場も非常に協力的な職場で，相談したところ，私が第 1 号だったことから，それに伴って裁判員になった場合の

制度というのを決めていただいた次第です。今後そういう動きが、いろいろな職場でも起きていけばいいなと思っています。

○司会者

7番の方、お願いします。

○裁判員経験者7

貴重な体験ができたので、皆さんぜひやってください。

○司会者

長時間ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方から御質問があれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ないようですので、これで意見交換会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。

以 上